

商工ふれあい 共済制度

みんなが笑顔で過ごせるために



三重県商工会連合会

共 済 制 度 の 特 徴

👉 24時間、あらゆる場面に適用できます

仕事はもちろん、交通事故や家庭内でのケガ、スポーツ、レクリエーション時のケガなど、生活のあらゆる場面のケガに適用されます。

※出資金、初回の共済掛金の口座振替ができない場合、傷害発生を受付をしても、共済金支払いができませんのでご注意ください。



👉 免責日ゼロ、事故日より1年間の長期補償です

免責日はゼロ。補償は事故の日より1年間の長期補償。何日以上の通院・入院が必要という制限はありません。



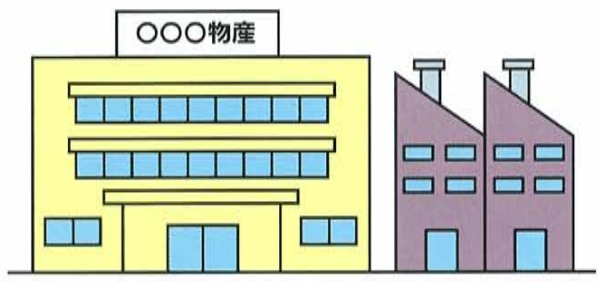
👉 ビッグな補償とワイドな内容です

日常生活での頻繁に発生するケガの療養のほとんどが通院です。事故日から1年間の補償ですから、十分に治療できます。健康保険、労災、生命・損害保険等の保険に加入していても、それとは関係なくお支払いいたします。



👉 税法上の特典もあります

法人が役員・従業員のために負担した掛金は全額損金として、また個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費となります。



👉 共済掛金は月々2,000円(主契約)です

年齢や業種に関係なく共済掛金は一律です。「タイプⅡ型」生存給付重視型にご加入の場合は、月々わずか700円をプラスすることにより、病気入院も補償します。



👉 疾病入院も補償できます

「タイプⅡ型」に疾病入院特約を付ける事ができます。主契約2,000円に月々700円をプラスすることで病気により入院した場合も補償する充実した内容です。





ご契約いただける方(共済契約者)

ご契約いただけるのは法人事業所か個人事業主です。



お申し込み手続きは簡単です

ご契約のお申し込みは、各市町村商工会にある申込書に必要事項をご記入のうえ、各市町村商工会へご提出ください。
ご契約の際、被共済者の方の署名または記名押印による加入同意が必要です。初回掛金(2ヵ月分)より、ご指定の預金口座より自動振替されます。振替日は毎月5日です。



共済期間は

共済期間は申込受付日の翌月1日午前0時から1年間です。
(共済期間満了の日から、2週間前までに申し出のない限り更新継続とします。)



共済金はすみやかに支払います

共済事故が発生したときは、30日以内に県共済または、各市町村商工会までご連絡いただきますと、請求書類一式をお送りいたします。



ご加入いただける方(被共済者)

ご加入いただけるのは、加入日現在、健康で正常に就業し、または日常生活を営んでいることが条件です。(申込書の健康告知質問欄に該当される方や危険職種に従事している方は加入できません。)



共済金受取人は

共済金の受取人は共済契約者です。
共済契約者本人が、死亡の場合には法定相続人が受取人となります。



補償開始はお申し込みの翌日からです

ご契約の申込受付日の翌日午前0時以降に発生した共済事故について補償されます。(ただし、出資金及び初回掛金の口座振替がされた場合のみです。万一、引き落としができなかった場合、この共済契約は無効となります。)



剰余金は割戻金としてお戻しします

県共済は営利を目的としておりませんので、毎年度末(3月末日)に決算をして剰余金があれば、利用分量配当金として、その年度中の払込掛金に応じてお戻しします。
出資金は定款の定めに従って、県共済を脱退されるときにお戻しします。

タイプI型

死亡給付
重視型

ケガのことなら24時間おまかせのビッグな補償

共済掛金 1人につき
月掛2,000円

加入年齢 ご加入年齢は満6才以上
満80才未満の方となります

交通事故による

死亡 → 2,500万円

不慮の事故による

死亡 → 2,000万円

ケガによる

後遺障害 → 2,000万円~20万円
労災傷害等級準用 1級~14級

入院 → 4,000円×実日数 事故日より1年間

通院 → 2,000円×実日数 事故日より1年間

共済金をお支払いできない主な場合

①共済金受取人または被共済者の故意。②被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。③被共済者が、法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故。④被共済者の薬物依存による事故。⑤被共済者に対する刑の執行、または拘留もしくは入監中に生じた事故。⑥被共済者の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当組合が共済金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波。⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動(群集または多数の者の集団の暴動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
⑨核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故。⑩頸部症候群(いわゆる「むちうち症」、「頸椎捻挫」)または腰痛でいずれも他覚症状のないもの(原因のいかんを問いません。)

タイプII型

生存給付
重視型

高額治療費(ケガ)にも安心補償

共済掛金 1人につき
月掛2,000円

加入年齢 ご加入年齢は満6才以上満65才未満の方となります。
ただし継続の方に限り満70才まで延長できます。

交通事故による

死亡 → 500万円

不慮の事故による

死亡 → 300万円

疾病による

死亡 → 100万円

ケガによる

後遺障害 → 300万円~12万円
労災傷害等級準用 1級~14級

入院 → 8,000円×実日数 事故日より1年間

通院 → 4,000円×実日数 事故日より1年間

共済金をお支払いできない主な場合

■次の場合、共済金を支払いません

①共済金受取人または被共済者の故意。②被共済者に対する刑の執行、または拘留もしくは入監中に生じた事故。③被共済者の自殺行為(ただし、加入後1年以上の死亡の場合は、疾病による死亡の保障額相当額を支払います。)、犯罪行為または闘争行為。④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動(群集または多数の者の集団の暴動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)

■前各号のほか、次の場合には共済金を支払いません。

①疾病による死亡の場合 (1)加入日現在、医師の治療を受けていたことが判明したとき。(2)加入後1年以内に、次の疾病を直接原因として死亡した場合で、加入日現在のその疾病について医師の治療を受けていなかったことが証明されないとき。【悪性新生物(癌・肉腫)、心臓病、結核、胃または腸腫瘍、肝臓病、高血圧、糖尿病、じん臓病】

②傷害による死亡ならびに後遺障害および医療の場合 (1)被共済者が、法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故。(2)被共済者の脳疾患、疾病または心身喪失。(3)被共済者の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当組合が共済金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。(4)地震もしくは噴火またはこれらによる津波。(5)核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故。(6)頸部症候群(いわゆる「むちうち症」、「頸椎捻挫」)または腰痛でいずれも他覚症状のないもの(原因のいかんを問いません。)

下記の事項をご確認のうえ、お申し込みの手続きをお願いします。

■ご加入をいただけない方

- ①現在、病気やケガの治療中または要検査、要治療もしくは検査中の方。
- ②慢性疾患のため医師からその治療が必要と診断されている方。
- ③慢性疾患または中薬のため薬物を常用している方。
- ④身体に残る障害や先天性の病気により、日常生活において他人の手助けを必要とする方。
- ⑤次のような職業に従事している方

- 船舶乗組員、漁夫、船頭その他船舶に搭乗することを職務とする方
- 坑内夫、隧道内の作業に従事する方
- 競輪、競馬、オートレース、競艇等に従事する職業競技者
- 力士、拳闘家、プロレスラー等の職業競技者
- テストドライバー、テストパイロット、その他これらに類する方
- スタントマン、かるわざ師、その他これらに類する方
- 潜水、潜函、サルベージ等に従事する方

※慢性疾患（先天性を含む）とは、主に次に掲げるものをいいます。

- ①悪性腫瘍（癌、肉腫など）
- ②消化器潰瘍（胃、腸、肝臓などの内臓疾患など）
- ③循環器疾患（心臓疾患、高血圧症など）
- ④呼吸器疾患（気管支喘息、肺疾患など）
- ⑤神経・筋疾患（脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、髄膜炎、てんかん、筋炎など）
- ⑥腎・尿路疾患（腎炎、ネフローゼなど）
- ⑦代謝・内分泌疾患（糖尿病、甲状腺機能亢進症など）
- ⑧精神疾患（分裂症、アルコール依存症など）
- ⑨運動器疾患（骨髄炎、関節炎、変形性股関節症など）
- ⑩血液疾患（悪性貧血、白血病など）
- ⑪アレルギー性疾患および膠原病（リウマチ、ベーチェット病など）
- ⑫耳鼻咽喉および眼疾患（白内障、緑内障など）
- ⑬女性性器疾患（卵巣腫瘍など）

掛金のお支払いは預金口座から自動振替

月々の共済掛金をご指定の預金口座から自動振替されますので全くの手間がかかりません。しかも、契約は、お申し出がない限り自動更新されるので安心です。

■口座振替取扱い金融機関

- | | |
|--------------|------------|
| 百五銀行本支店 | 三重信用金庫本支店 |
| 第三銀行本支店 | 桑名信用金庫本支店 |
| 三重銀行本支店 | 新宮信用金庫 |
| 中京銀行本支店 | 紀北信用金庫本支店 |
| 大垣共立銀行本支店 | 東海労働金庫 |
| 津信用金庫本支店 | JA県下各農協本支店 |
| 北伊勢上野信用金庫本支店 | |

クーリングオフについて

クーリングオフ（ご契約者のお申込みの撤廃）は、共済期間が1年以下のものに関しては、対象外になります。「ふれあい共済」は、共済期間が1年となっており、クーリングオフの対象外となりますのでご注意ください。

お問い合わせ、お申し込みは

三重県商工会連合会
または、各商工会窓口まで

ケガをしたらすぐご連絡を

ご連絡後、請求に必要な「県共済」所定の書類を郵送いたします。

① 共済金請求書 ※契約者が記入

② 医師の診断書 ※診療証明書は病院で書いてもらいます

- 死亡の場合は**死亡診断書**
- 後遺症のある場合は**後遺障害診断書**
※別途、必要書類を提出していただく場合もあります。

③ その他、提出書類

- 交通事故の場合は**公の機関の事故証明書**
- 死亡の場合は**除籍抄本または住民票、共済金受取人の印鑑証明書**

元受実施団体

「県共済」 三重県中小企業共済協同組合

津市栄町1丁目891番地
(県合同ビル3階)

TEL 059-228-7128
FAX 059-225-9226